



第70回人権週間
12月4日～10日

●市民活動推進課人権推進室
Tel 23-1299

【世界人権宣言 70周年】
「みんなで築こう 人権の世紀
～考えよう相手の気持ち
未来へつなげよう 違いを認め合う心～」

昭和23年に世界人権宣言が採択されたことを記念し、毎年12月10日は「人権デー」と定められています。本市では、特設相談所の開設や街頭啓発などを通して、人権を考える機会の拡大に取り組んでいます。

【主な人権課題】

- ・女性（男女差別、DV、セクハラ）
- ・子ども（いじめ、体罰、虐待）
- ・高齢者（就職差別、虐待）
- ・障害者（乗車拒否、入居拒否）
- ・同和問題（結婚差別、差別発言）
- ・アイヌの人々（就職や結婚の差別）
- ・外国人（就職差別、入居拒否）
- ・HIV感染者・ハンセン病患者など（偏見・差別）
- ・刑を終えて出所した人（就職差別、入居拒否）
- ・犯罪被害者など（中傷、名誉棄損）
- ・インターネットによる人権侵害（名誉棄損や差別助長表現の掲載）
- ・北朝鮮当局の人権侵害問題
- ・ホームレス（嫌がらせや暴行事件）
- ・性的指向・性同一性障害者（少数派の人々に対する偏見、差別）

- ・人身取引
- ・東日本大震災に起因する人権問題（原発事故による被災者への差別）

【人権相談を実施】

人権を侵害されたと感じたときは、左記の窓口や人権擁護委員へ相談してください。

- 山口地方事務局萩支局
Tel 0838・22・0478
- みんなの人権一〇番
Tel 0570・003・110
- 子どもの人権一〇番
Tel 0120・007・110
- 女性の人権ホットライン

- 外国人権相談ダイヤル
Tel 0570・090・911
- インターネット受付窓口
<http://www.jinken.go.jp/>
- 人権擁護委員
- ・長門地区
- ・笹原芳正、南野新、熊野恭子
- ・三隅地区
- ・藪木則敏、田中裕子
- ・日置地区
- ・山崎陽子、中尾努
- ・油谷地区
- ・西中正夫、中川美智子

【特設人権相談所を開設】

※相談日時は市民活動推進課に問い合わせください

- 日時 12/20(木)
10:00～12:00
- 場所 市役所1階市民相談室

【市内での人権啓発活動】

花の苗や種を植える「人権の花運動」を今年度は、6月5日（火）に深川小学校で、6月26日（火）に日置小学校の2校で実施。児童らはヒマワリの種を植えて、合いや思いやりの心を育みました。



「市民誰もが相互に支えあう「共生社会」に向けて」

12月3日～9日は障害者週間

災害時の備えと支援

2011年に発生した東日本大震災では、障害者手帳を持つ人の死亡率が全住民の死亡率の2倍に上り、2016年の熊本地震でも多くの障害者が必要な支援を受けることができず、孤立しました。

また、昨年の九州北部豪雨に続き、今年7月の西日本豪雨では、県内で死者が出るなど甚大な被害となり、本市においても、いつ次の災害が発生しても何ら不思議ではありません。

被害をできるだけ少なくするためには、障害のある人自身が、災害に対する安全対策を事前にしておくこと、地域の支援者が



▲障害のある人が災害から身を守るには、家族や周囲の人の支援が必要です

協力して障害のある人の安全を確保することが大切です。

市では障害者週間キャンペーンとして、近年多発する大規模な自然災害に対する「障害のある人の備えと支援」について紹介します。

地域とつながりを 持ちましょう

- 備えておきたいこと
- ①避難行動要支援者名簿に登録しておくきましょう
地域の要配慮者の情報をまとめた名簿です。事前に登録して、自分の障害の特性などを知っておいてもらいましょう。
- ②安全な避難経路を決めておくきましょう
車いすを利用している人や、視覚障害のある人など、自分の障害特性に合わせた、安全な避難経路を決めておくきましょう。
- ③かかりつけ医などと相談しておきましょう



▲防災訓練に参加し、話し合ったり、サポート方法を学びましょう

中断すると命に関わる病気の治療をしている人などは、かかりつけ医などと、災害時の医療体制を相談しておきましょう。

●地域の防災組織などと協力したいこと

- ①日々の交流を深めましょう
まずは、あいさつなどから地域の人たちと交流を深めて、いざという時に意思の疎通がしやすい関係をつくりましょう。
- ②防災訓練に参加しましょう
地域の自主防災組織などの防災訓練に積極的に参加して、災害時のサポート方法を一緒に学び、希望があれば伝えましょう。また、隣近所で協力して、複数で避難する体制を決めておくきましょう。

障害のある人への 支援のポイント

- 視覚障害のある人
視力が低下したり視野が狭まったりすることで、生活に支障が生じている状態。
・支援者から声をかけ、常に話しかけながら誘導しましょう
・盲導犬の邪魔になる事はやめましょう
- 聴覚障害のある人
耳の聴こえが低下した状態。
・コミュニケーションの方法を選び、簡潔でわかりやすい表現で話しましょう。ジェスチャーをまじえると、より伝わりやすくなります
- 肢体不自由のある人
上肢・下肢・体幹の運動機能の障害がある状態。
・車いすの取り扱いに留意し、要望や指示を受けながらサポートをしましょう
・段差の多い場面では、複数人で対応しましょう
- 知的・発達・精神障害のある人
知的障害は、何らかの要因によって、知的機能の発達が遅れている状態。
発達障害は、子どもの発達途
- 内部障害のある人
疾患などによって内臓の機能に障害があり、日常生活活動が制限される状態。
・荷物などを代わりに持つてあげましょう
・場合によっては避難所ではなく医療機関へ誘導しましょう
- 問い合わせ
障害のある人たちが災害から身を守るには本人の準備だけでなく、家族や地域住民など周囲の人たちの支援が欠かせません。市民誰もが相互に支えあう「共生社会」をつくりましょう。

福祉課障害者支援係
Tel 23・1243